

毎月勤労統計調査特別調査について

1 調査の目的

この調査は、常用労働者数1～4人の事業所における雇用、給与及び労働時間の実態を明らかにして、毎月実施している常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的としています。

2 調査概要

(1) 調査の範囲と対象

この調査は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に定める16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)〕に属し、かつ、調査期日現在1～4人の常用労働者を雇用する事業所のうち厚生労働大臣が指定する一定の地域に所在する事業所(愛媛県では356事業所)を対象に行いました。

(2) 調査期間等

調査期日は、令和5年7月31日現在(給与締切日の定めがある場合は7月の最終給与締切日現在)です。

ただし、特別に支払われた現金給与額については、令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間としています。

(3) 調査方法

統計調査員調査のほか郵送調査、オンライン調査を併用して行いました。

3 主な用語の定義

(1) きまって支給する現金給与(定期給与)

労働契約や給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって毎月同じように支給される給与をいい、所得税、社会保険料等を差し引く前の金額です。

(2) 特別に支払われた給与(特別給与)

一時的又は臨時的に支払われた給与及び3か月を超える期間で算定される給与をいい、夏季、年末の賞与等が該当します。

(3) 出勤日数

労働者が実際に出勤した日数のことです。

(4) 実労働時間

労働者が実際に働いた時間をいい、休憩時間は含めませんが、手待時間は含めます。

(5) 常用労働者

調査期日現在、当該事業所に在籍している者で、次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 期間を定めずに雇われている者

イ 1か月以上の期間を定めて雇われている者

4 調査結果について

以下の調査結果は、厚生労働省が公表した調査結果のうち、都道府県別に集計された事項の愛媛県分をまとめたものです。

前年比等は、調査結果の実数から算出しています。

令和5年毎月勤労統計調査特別調査結果（愛媛県分）

1 賃金

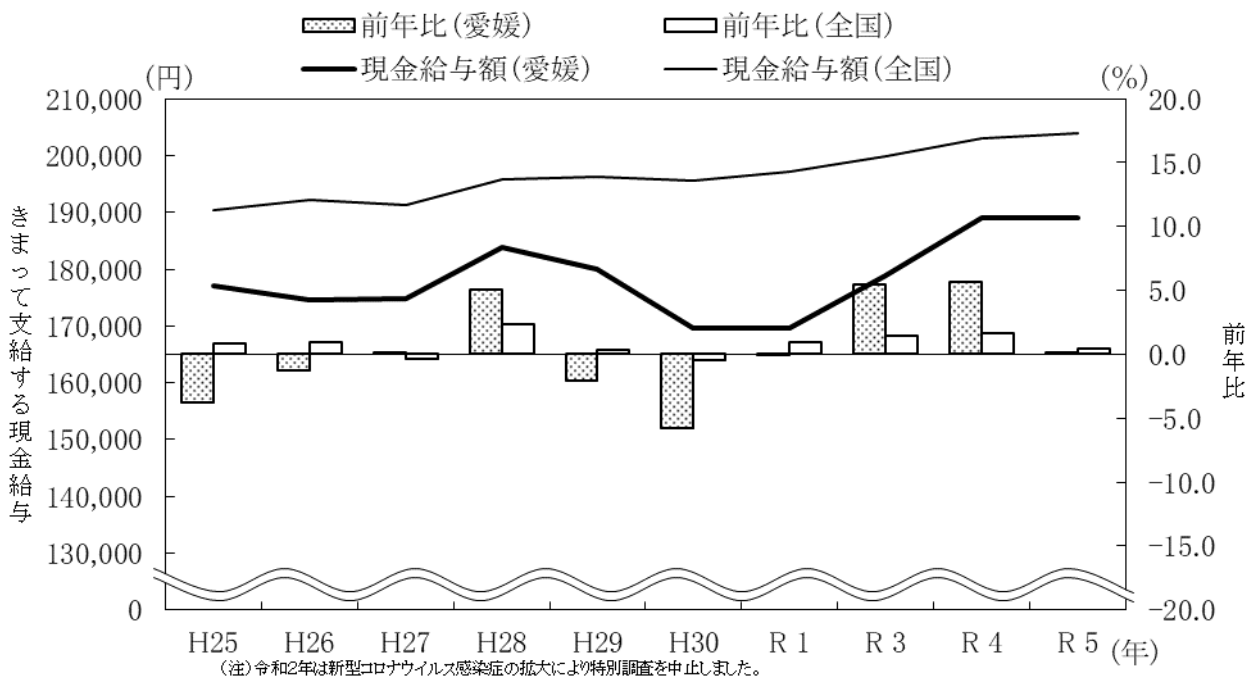
きまって支給する現金給与額は189,042円、前年比0.02%の増加。

(1) きまって支給する現金給与額

事業所規模1～4人の事業所の令和5年7月におけるきまって支給する現金給与額は、1人平均189,042円で、前年比は0.02%増加しています。全国を100とすると、愛媛県の数値は92.7（前年93.1）となります。（図1）

男女別にみると、男性は267,084円で前年比は4.0%増加し、女性は138,903円で前年比は増減がありません。

図1 きまって支給する現金給与額及び前年比の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）



(2) 特別に支払われた現金給与額

令和4年8月1日から令和5年7月31日までの1年間における賞与など特別に支払われた現金給与額は、勤続1年以上の者1人平均311,152円で、前年比は11.6%増加しています。全国を100とすると愛媛県の数値は119.1（前年108.0）となります。

男女別にみると、男性は480,865円で前年比は15.5%増加し、女性は201,166円で前年比は13.8%増加しています。

2 出勤日数と労働時間

出勤日数は19.7日、前年差0.7日の減少、1日の実労働時間は6.8時間、前年差なし。

(1) 出勤日数

令和5年7月における出勤日数は、1人平均19.7日で前年より0.7日少なく、全国と比べて0.6日多くなっています。（図2）

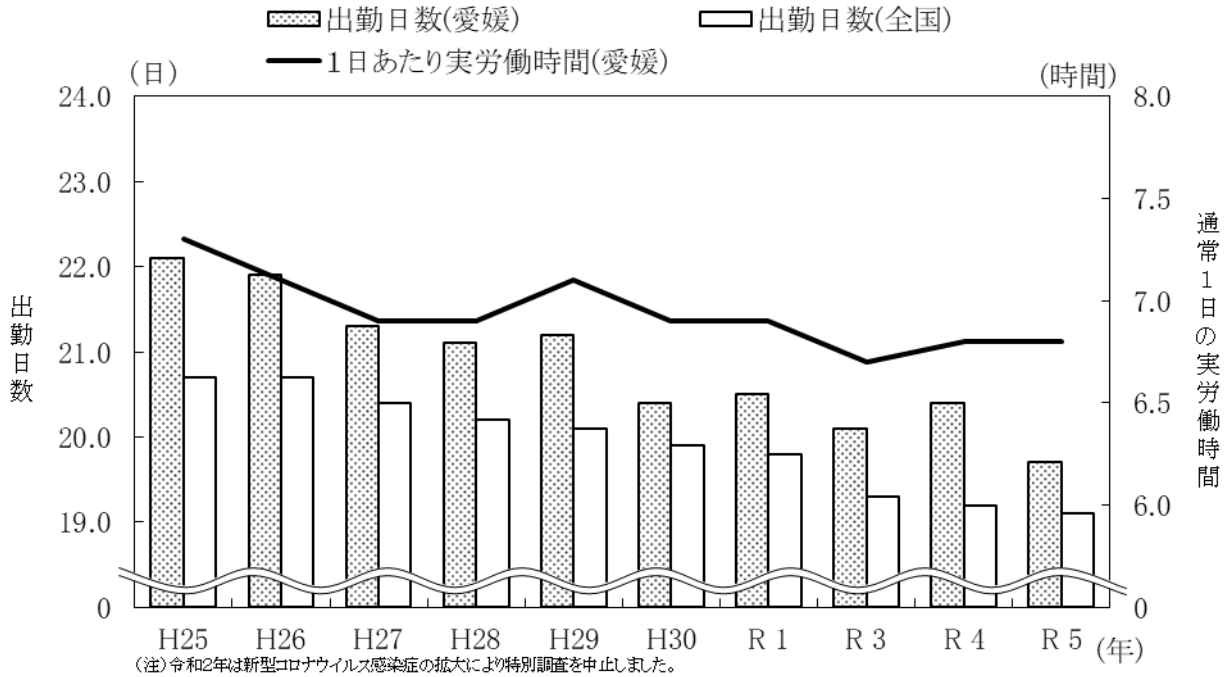
男女別にみると、男性は21.2日、女性は18.8日で、男性が女性より2.4日多くなっています。

(2) 実労働時間数

令和5年7月における通常日1日の実労働時間数は、1人平均6.8時間で、前年差はありません。

男女別にみると、男性は7.6時間、女性は6.2時間で、男性が女性より1.4時間多くなっています。

図2 出勤日数及び実労働時間の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）



3 雇用

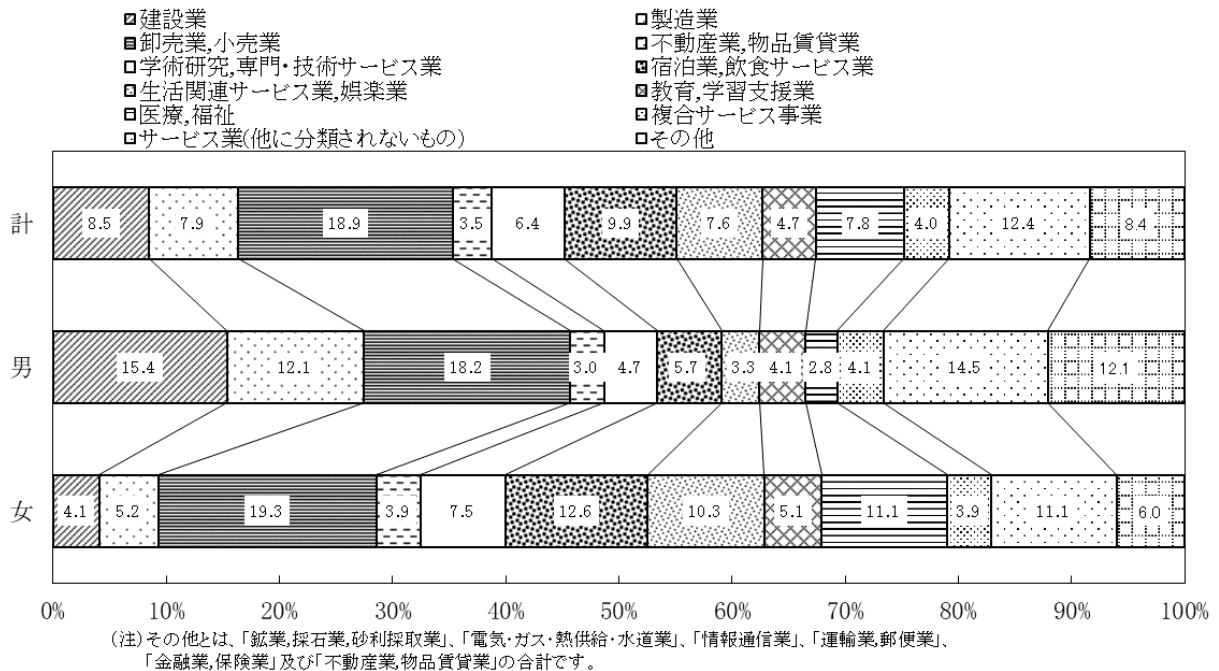
常用労働者数は19,144人、前年比1.2%の増加。

(1) 常用労働者数

令和5年7月末における常用労働者数は19,144人で、前年比は1.2%増加しています。

産業別の構成をみると、卸売業、小売業が18.9%と最も多く、サービス業（他に分類されないもの）が12.4%、宿泊業、飲食サービス業が9.9%、建設業が8.5%、その他が8.4%、製造業が7.9%、医療、福祉が7.8%、生活関連サービス業、娯楽業が7.6%、学術研究、専門・技術サービス業が6.4%、教育、学習支援業が4.7%、複合サービス事業が4.0%、不動産業、物品賃貸業が3.5%となっています。（図3）

図3 性別常用労働者の産業別構成割合（事業所規模1～4人）



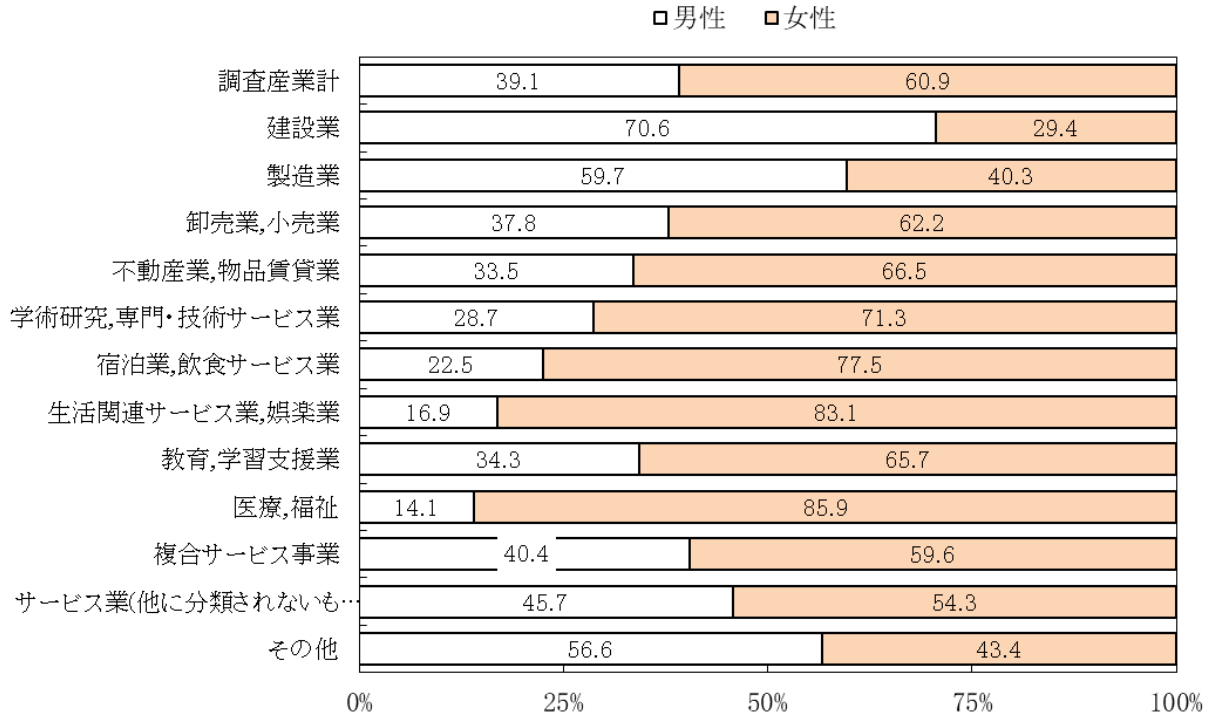
(2) 常用労働者の性別構成

常用労働者数を男女別にみると、男性労働者は7,488人で前年比は6.7%減少し、女性労働者は11,655人で前年比は7.2%増加しています。

また、常用労働者に占める女性労働者の割合は60.9%となっています。

産業別の女性労働者の割合は、医療、福祉が85.9%、生活関連サービス業、娯楽業が83.1%、宿泊業、飲食サービス業が77.5%と高くなっています。(図4-1、4-2)

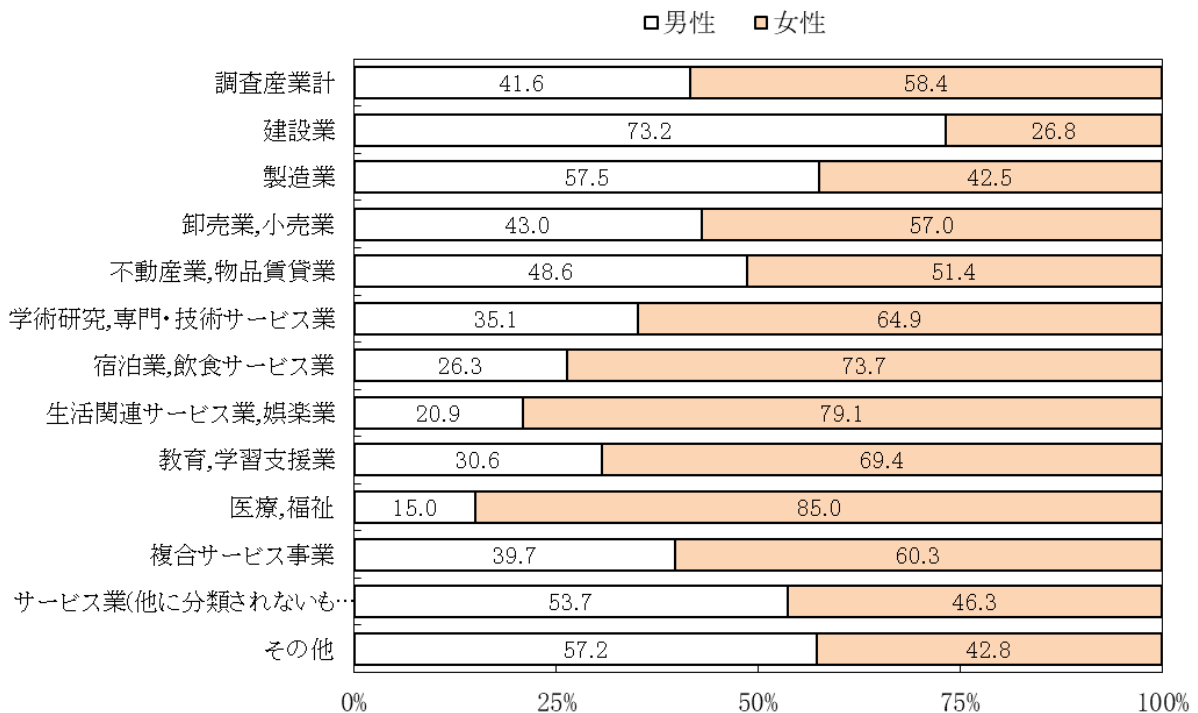
図4-1 産業別常用労働者の性別構成割合（愛媛県、事業所規模1～4人）



(注1) その他とは、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「金融業,保険業」及び「不動産業,物品賃貸業」の合計です。

(注2) 性別ごとの労働者の割合は、男女計の各産業別推計常用労働者数に対する割合です。

図4-2 産業別常用労働者の性別構成割合（全国、事業所規模1～4人）



(注1) その他とは、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「金融業,保険業」及び「不動産業,物品賃貸業」の合計です。

(注2) 性別ごとの労働者の割合は、男女計の各産業別推計常用労働者数に対する割合です。